

平成 28 年 7 月 29 日



各 位

会 社 名 株式会社テクノメディカ  
代表者名 代表取締役社長 實吉 政知  
(コード：6678、東証第1部)  
問合せ先 総務室長 吉岡 陽介  
(TEL. 045-948-1961)

**第 29 期有価証券報告書（自平成 27 年 4 月 1 日 至平成 28 年 3 月 31 日）の  
提出期限延長（再延長）に関する承認申請書の提出に関するお知らせ**

当社は本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 第 1 項に規定する有価証券報告書の提出期限延長（再延長）に関する承認申請書の提出を行いましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 対象となる有価証券報告書

第 29 期有価証券報告書（自平成 27 年 4 月 1 日 至平成 28 年 3 月 31 日）

2. 延長前の提出期限

平成 28 年 7 月 29 日

※本来の法定期限は平成 28 年 6 月 30 日であるところ、平成 28 年 6 月 29 日付にて関東財務局より、提出期限の延長をご承認いただいております。

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 28 年 8 月 19 日

4. 提出期限の延長（再延長）を必要とする理由

平成 28 年 4 月 28 日付けで公表しております「第三者委員会設置および平成 28 年 3 月期決算短信の発表日の変更に関するお知らせ」のとおり、当社は、監査法人より売上取引に関する計上時期の妥当性につきご指摘をいただき、第三者委員会による調査を行い、過年度の有価証券報告書・四半期報告書を訂正することといたしました。

この訂正を行う過程において、第三者委員会からの指摘とは別に、債権と債務の残高について差異が発生していることが新たに判明いたしました。これについては、過去から発生、潜在していた差異であることを確認しておりますが、発生時期および原因を完全に特定するには至っておりません。

このため、会計規則上妥当と認められる方法でこれを適正に処理すべく、この原因を特定するとともに、追加の監査手続きを要することとなったものであります。

#### 5. 今後の見通し

再延長の承認をいただけた場合、提出期限までに有価証券報告書を提出できるよう、原因の特定および当該差異に係る適正な会計処理につき、可及的速やかに完了いたします。

なお、開示が遅れております平成 28 年 3 月期の決算短信についても、一日でも早くお知らせすべく、全力を傾注してまいります。

また、今回の延長申請のご承認をいただけた場合、平成 29 年 3 月期第 1 四半期の四半期報告書の提出期限である 8 月 15 日を過ぎることとなります。このため、当該期の四半期報告書についても、延長の申請を行うことを予定しております。

このたび、再度の有価証券報告書の延長を申請する異例の事態となり、株主の皆様をはじめとしたステークホルダーの皆様に変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。この事態を重く受け止め、一日も早い情報開示を行うよう、全力を尽くしてまいります。

以上